



水際取締りに係る協力に関する覚書

不正薬物、銃器、テロ関連物資、金地金及び知的財産侵害物品等（以下「不正薬物等」という。）の密輸は、我が国の経済、社会、財政及び国民の安全並びに合法的な国際貿易に係る全ての当事者の利益にとって有害であること

不正薬物等の密輸を防止するため、税関が水際取締りの強化を必要としていること

税関と日本郵便株式会社（以下「日本郵便」という。）との協力関係の強化が、不正薬物等の水際取締りにおいて、税関にとって有意義なものであること

また、そのような協力関係は日本郵便、その取引先企業及び顧客等合法的に貿易に従事する全ての当事者にとっても有益なものであること

を認識のうえ、不正薬物等の密輸防止のために財務省関税局と日本郵便は次のとおり合意した。

- (1) 財務省関税局と日本郵便との協力関係を強化すること。
- (2) 税関と日本郵便との協力関係の強化方法について共同して検討していくこと。
- (3) 税関及び日本郵便が抱える課題と問題点の相互理解に努め、両者の有意義な情報交換を促進すること。

なお、この覚書は法令に基づく義務を免除するものでないことを確認する。

2023年6月6日

財務省関税局長

諏訪園 健司

日本郵便株式会社社長

衣川 和秀